

# 株式会社 コ メ リ 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、株式会社コメリと称する。  
英文では、KOMERI CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 土木、建築工事に関する材料、資材、道具、工具の販売およびキッチン、バス、トイレ等住宅設備機器の販売。
  2. 土木、建築、造園工事に関する設計監理および請負施工。
  3. 園芸用品・資材の販売ならびに肥料、農業用資材・器材の販売。
  4. 園芸植物、花卉、花木、樹木、果樹、各種種苗の生産、集荷および販売。
  5. ペットおよびペット用品の販売。
  6. 自動車、自動二輪車、原動機付き自転車、耕運機、除雪機および自転車、車椅子等の販売。
  7. 燃料および石油・ガス機器、消火器の販売。
  8. 日用雑貨品、家具調度品、室内装飾品、履物、衣料品等の販売。
  9. 家庭用電気製品、コンピューター、情報通信機器の販売。
  10. 事務用品、事務機器、文房具、書籍、雑誌および記録メディア等の販売。
  11. スポーツ用品、キャンプ・レジャー用品、釣り用品および楽器、玩具、ゲーム機、その他娯楽用品の販売。
  12. 時計、眼鏡、貴金属、宝石、美術工芸品の販売。
  13. 米穀、食料品、清涼飲料水、塩、酒類、たばこ、切手、はがき、収入印紙、宝くじ、商品券、プリペイドカード等の販売。
  14. 医薬品、医薬部外品、医療機器、介護用品、介護機器、健康機器、動物用医薬品、工業用・農業用薬品、毒劇物および度量衡器の販売。
  15. 防犯、防火、防災および安全に関する設備機器、システムの販売、リースおよび保守。
  16. 前記各号商品、関連商品の企画・デザイン・製造・加工・修理・配達および輸出入業務。

17. コンピューターシステムの開発の受託、販売、指導、リースおよび保守。
18. コンピューターによる情報処理サービス。
19. 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供。
20. 映像・音響に関するソフトウェアおよび機器のレンタルならびに販売。
21. 電動工具、建設機械、農機具、自動車、介護機器、観葉植物、美術工芸品、荷役運搬用具のリースならびにレンタル。
22. 合鍵の製造、写真器材の販売および写真の現像。
23. コピーサービス店、ゲームセンター、飲食店の経営。
24. クリーニング業、理・美容業、旅行業。
25. 古物品の売買ならびに仲介。
26. 倉庫業および貨物自動車運送業。
27. 広告代理業。
28. 不動産の賃貸、売買、管理および仲介業務。
29. 金融業およびクレジットカード業。
30. 有価証券に関する投資および運用業務。
31. 各種企業に対するコンサルティング業務。
32. フランチャイズ・チェーンシステムによる加盟店の募集および加盟店の経営指導。
33. 割賦販売業、割賦販売斡旋業および割賦債権買取業。
34. 売掛債権および手形の買取業、集金代行業ならびに計算事務代行業。
35. 信用調査業および保証業。
36. 損害保険代理業および生命保険の募集をする業務。
37. 宅配便の委託取次業務。
38. 一般廃棄物および産業廃棄物処理業および再生業。
39. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業および有料職業紹介事業。
40. 農産物の生産・販売・輸出入および農産物の生産に関する技術指導。
41. 農産物の集荷および販売斡旋に係る業務。
42. 農作業の受託・請負・代行。
43. 銀行代理業に係る業務。
44. 公共料金等に関する収納代行業および集金の代行業。
45. 電子マネー、電子的価値情報および前払式支払手段の発行、販売および管理ならびに資金移動業。

46. 建物および各種付属設備の保守・管理・修理・清掃・消毒および害虫等の駆除に関する事業。
47. 太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーの供給に関する事業。
48. 駐車場の経営および電気自動車への充電サービス。
49. 映像・音声ソフトウェアの企画、製作、販売および賃貸。
50. 印刷物および電子出版物の企画、制作、出版、販売および賃貸。
51. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡。
52. 農業に関する経営コンサルティング。
53. 警備業法に基づく警備業。
54. 業務請負、業務委託および事務代行業務。
55. 各種イベント・講演会・セミナー等の企画、制作、運営および管理。
56. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護住宅改修事業、介護予防住宅改修事業および同法に基づくその他の事業。
57. 前各号に付帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟県新潟市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、131,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第9条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて、単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
  3. 当社は、取締役会の決議によって、最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。



## 附 則

第 1 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。